

## 第95号

編集と発行



## 最上川中流土地改良区

〒990-2476 山形市飯沢62番地の2

TEL(023)645-1210(代表) FAX(023)645-2613

E-mail:yamagata@mogami-churyu.or.jp

ホームページ: http://www.mogami-churyu.jp

令和7年6月発行

しもやがしわ  
下谷柏みどりの会

●景観形成活動



●総会



●農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化



●水路泥上げ



●点検活動



●農道の軽微な補修



●点検活動



●植栽活動(やがしわあぐりらんど)



●遊休農地発生防止のための保全活動



●水路の泥上げ



●水路の草刈り



●役員会議



●農道の草刈り



●点検



## みどりの会さがみ



●農道法面の初期補修



●農道の補修



●水路法面保護



●農道の補修



●異常気象後の見回り



●施設の定期的な清掃(子供会の協力)



●植栽活動

## 多面的機能支払交付金活動組織紹介パネル

## 〈主な項目内容〉

- 第188回総代会開催及び理事長あいさつ…… 2
- 着任のご挨拶 他 …………… 3
- 令和7年度予算のあらまし …………… 4
- 令和7年度地区除外決済金について… 5
- 令和7年度賦課金について …… 6～7

- 配水計画について 他 …………… 8
- 水利調整委員及び水利について …… 9
- 改良区への通知、使用料・手数料について… 10
- 管理運営委員会と担当職員 他 …… 11
- 西部幹線トンネルガス爆発事故50回忌 他… 12



## 第一八八回総代会開催

第一八八回総代会が、令和七年三月十日に開催されました。総代七十名の出席をいただき審議が進められ上程された令和六年度一般会計収支補正予算など全案件(十三議案)が原案どおり承認されました。



理事長 大 築 義 雅

### 【理事長あいさつ】

本日ここに、第一八八回総代会を開催するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。本日の総代会には、ご多忙中にもかかわらず、ご来賓として、東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所千葉最上川支所はじめ、村山総合支庁産業経済部 安達農林技監(兼)農村計画課長、山辺町産業課 高橋農村整備係長のご臨席を賜っております。誠にありがとうございます。皆さま方には、後程ご挨拶をいただきたいと思います。また、総代各位には、春先の農作業のお忙しい中ご出席頂きまして、心より感謝申し上げます。今年、昭和五十一年五月十日に西部幹線トンネル工事で一回目のガス爆

発事故が起きてから四十九年、五十回忌を迎えます。

九名の尊い命が失われ、心から哀悼の誠を捧げ、皆様と一緒にご冥福をお祈りしたいと思います。

さて、今年の一月は少雪となり、昨年の暖冬少雪が思い起こされ、水不足を心配いたしました。二月に入ると一変して連日の低温と大雪に見舞われました。七日には、山形市において豪雪対策本部が設置されております。周囲の山々を見渡した時、そこには十分な積雪量があり、今年の通水期には潤沢な水を供給できるものと思っております。

昨年の十月に国で実施した国営施設機能診断調査において、馬見ヶ崎川導水路内で目地からの漏水が発見されております。原因は老朽化によるものでしたが、十月、十一月の約二カ月に渡り維持管理用水を停止し、その調査・補修を行ったところです。今現在は支障なく通水しておりますが、令和三年にも漏水事故が起きマンホールより国道に溢水したことは皆さまの記憶にも新しいことと思います。今年一月、埼玉県で起きた下水道管破損による陥没

事故と重ね合わせた時、市街地の中で用水管の管理を行っている当改良区の責任の重さを感じると共に、再度の安全対策の確認を徹底し、併せて、国営二期事業の計画を即急に進めていかなければと思っております。

さて、我が国の農業情勢、農業政策に目を向けて見ますと、予断を許さない状況にあると思います。あれ程農家との意見の食い違いを見せた、米から麦、大豆などへの転作を支援する「水田活用の直接支払交付金」、「五年水張り問題」は、水田対象の現在の仕組みから作物ごとの生産性向上を支援する仕組みに転換します。そのほか「備蓄米放出制度」の創設、「農地耕作条件改善事業」の要件変更、「多面的機能支払交付金組織」の広域化など、目まぐるしく変わる農業政策は、今に始まったことではありませんが、本土改良区内で要件に添える事業案件については、積極的に取り組んで参りたいと考えております。

当管内においては、いよいよ「国道一一二号線山形・中山道路」の用地買収が八ヶ郷地区から始まります。「山形南道路」についても、整備計画が示され、地域環境が少しずつ変わっていくこととなります。

また、「食料安保」や「食育」が話題となっておりますが、我々が携わっている農業を自ら体験し、そして農業に対する理解度を少しでも深めるためにも、本年、新たな研修の場を設けま

す。職員の有志の方々で組合員のご厚意のもとに、「最上川中流 農・How・ラボ」と名付けた「米作り研修田」を実施します。「農・How・ラボ」とは、「農業」に関する「ノウハウ」を習得できる「場所」という意味であります。田起こしから稲刈りまで一貫して米作り体験学習に取り組みます。楽な研修事業ではありませんが、是非、田んぼでお会いした時には、温かい声などをおかけいただければと思います。農業の転換期にある今こそ、力を合わせて皆さんと共に乗り切っていきたいと思っています。

結びに、皆様方のますますのご健勝とご活躍を心から祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。



【第188回総代会の様子】



【第188回総代会の様子】



【意見を述べる杉沼総代】

## 【議決案件】

議第一号 最上川中流土地改良区賦課金の不納欠損処分について

議第二号 令和六年度一般会計収支補正予算（第二号）

議第三号 令和七年度土地改良施設維持管理適正化事業資金の拠出について

議第四号 令和七年度新規土地改良事業計画の設定及び実施について

議第五号 令和七年度一般会計収支予算

議第六号 令和七年度賦課金の賦課基準並びに賦課金徴収について

議第七号 令和七年度一時借入金の借入について

議第八号 令和七年度預金先金融機関の指定について

議第九号 令和七年度最上川中流土地改良区地区除外決済金の基準額及び徴収について

議第十号 令和七年度最上川中流土地改良区地区加入金の基準額及び徴収について

ついて

議第十一号 区有財産（不動産）の取得について

議第十二号 区有財産（不動産）の処分について

議第十三号 付帯決議について

## 着任のご挨拶

西奥羽土地改良調査管理事務所 最上川支所

支所長 山岸 裕之



令和七年四月一日付で最上川支所長として赴任しました山岸と申します。

入省以来、東北六県その他、関東管内では埼玉県、東海管内では岐阜県、北陸管内では新潟県と異動して参りました。山形県は、平成二年度（四年度の三年間勤務した飽海郡八幡町（現酒田市）にあった東北農政局鳥海南麓開拓建設事業所以来、約三十数年ぶりの勤務になります。

当時はバイクで鳥海ブルーラインのツーリングや、八幡町内の朝野球、酒田カントリーでのゴルフ、飛島沖での船釣り等、楽しい思い出が数多くあります。また、冬はスキーを嗜みますが、蔵王スキー場にはまだ縁が無かったので、今年の冬はシーズン券を買おうか思案中です。

前任地は、岩手県盛岡市にある北上土地改良調査管理事務所で、調査計画予算の取りまとめ、工事業務の契約事務、河川協議、広域基盤整備計画調査、完了地区フォローアップ等に携わって参りました。特に、北上土地改良調査管理事務所管内の岩手県、宮城県においても、近年は突発事故が多くなっており、土地改良施設の早期更新が必要と感じているところです。

さて、農林水産行政におきましては、「食糧・農業・基本計画」が令和七年四月十二日に閣議決定され、「食糧自給率その他の食糧安全保障の確保に関する目標」で具体的な目標値が示されたほか、「食料、農業及び農村に関する総合的かつ計画的に講ずべき対策」の中では、「農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策」や「農業水利施設等における被害の事前対策と事後対応の推進」が記述され、流域治水の取組推進、急施の事業の対象拡大が進められると共に、「新たな土地改良長期計画」を二〇二五年中に策定するとされています。

当最上川支所職員一同は、農業農村整備事業を通じて土地改良区の皆様、組合員の皆様に少しでもお役に立てる様努力する所存ですので、今後ともご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

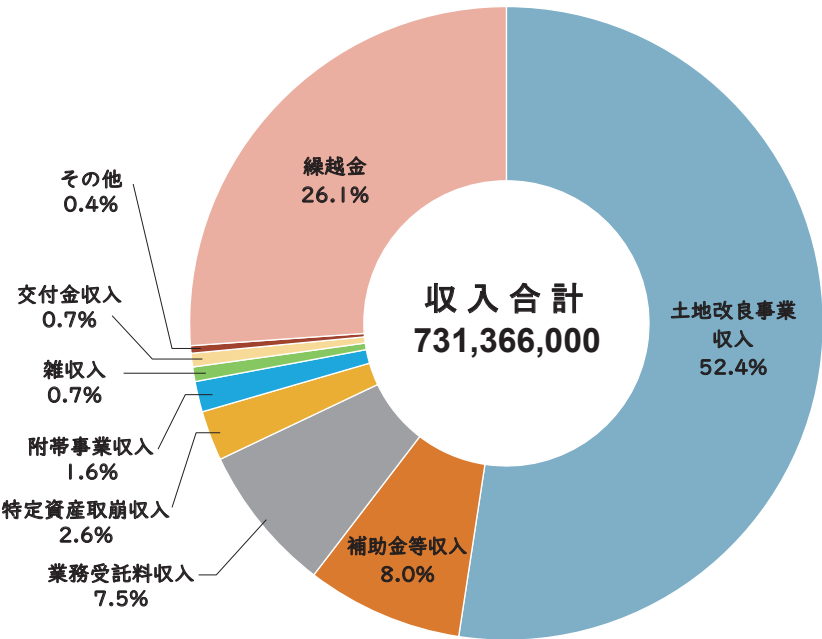


# 令和7年度 一般会計予算 731,366,000 円

令和7年度の一般会計収支予算は、第188回総代会において議決されました。

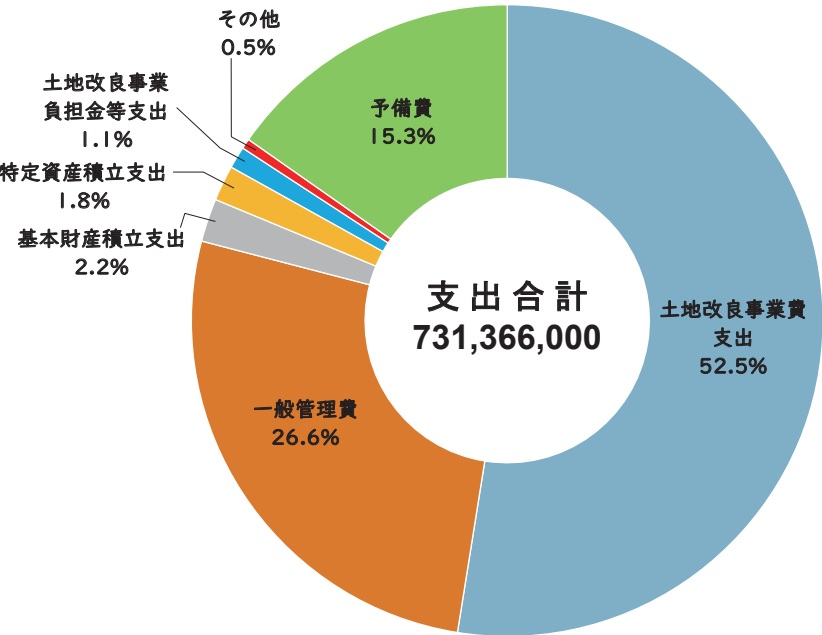
## 【 収 入 】

(単位：円)



| 【 収 入 】     |             |
|-------------|-------------|
| 科 目         | 本年度予算額      |
| 1.土地改良事業収入  | 383,302,000 |
| 2.附帯事業収入    | 11,410,000  |
| 3.基本財産運用収入  | 1,140,000   |
| 4.特定資産運用収入  | 1,410,000   |
| 5.補助金等収入    | 58,460,000  |
| 6.交付金収入     | 5,070,000   |
| 7.業務受託料収入   | 55,180,000  |
| 8.雑収入       | 5,434,000   |
| 9.借入金収入     | 20,000      |
| 10.基本財産取崩収入 | 20,000      |
| 11.特定資産取崩収入 | 18,650,000  |
| 12.固定資産売却収入 | 60,000      |
| 13.出資金返還収入  | 10,000      |
| 14.貸付金回収収入  | 10,000      |
| 15.会計内繰入金   | 140,000     |
| 16.繰越金      | 191,050,000 |
| 合計          | 731,366,000 |

## 【 支 出 】



| 【 支 出 】        |             |
|----------------|-------------|
| 科 目            | 本年度予算額      |
| 1.土地改良事業費支出    | 384,120,000 |
| 2.一般管理費        | 194,040,000 |
| 3.土地改良事業負担金等支出 | 8,223,000   |
| 4.借入金返済支出      | 2,420,000   |
| 5.支払利息         | 20,000      |
| 6.固定資産取得支出     | 1,060,000   |
| 7.出資金取得支出      | 10,000      |
| 8.基本財産積立支出     | 16,140,000  |
| 9.特定資産積立支出     | 13,290,000  |
| 10.雑支出         | 140,000     |
| 11.貸付金支出       | 10,000      |
| 12.会計内繰出金      | 140,000     |
| 13.繰越金         | 0           |
| 14.予備費         | 111,753,000 |
| 合計             | 731,366,000 |

## 令和 7 年度 地区除外決済金について

今年度の地区除外決済金は下記のとおりです。農地を転用除外する場合に納付しなければなりません。

(単位:円)

| 事業地区 |             | 10a当たり決済金 | 事業地区 |                | 10a当たり決済金 |
|------|-------------|-----------|------|----------------|-----------|
| 維持管理 | 1 償却資産準備金   | 91,169    | 維持管理 | 14 今江第1地区      | 3,000     |
|      | 2 全地区       | 432,239   |      | 15 今江第3地区      | 8,000     |
|      | 3 明治地区      | 99,293    |      | 16 北部第1地区      | 10,000    |
|      | 4 出羽地区      | 176,543   |      | 17 北部第2地区      | 10,000    |
|      | 5 千歳地区      | 138,541   |      | 18 馬洗場地区       | 10,000    |
|      | 6 久保手・隔間場地区 | 328,785   |      | 19 南山形地区       | 163,373   |
|      | 7 出羽・明治地区   | 136,398   |      | 20 八ヶ郷地区       | 150,328   |
|      | 8 十文字地区     | 284,331   |      | 21 中部地区        | 210,815   |
|      | 9 西部地区      | 106,059   |      | 22 長表北部地区      | 74,185    |
|      | 10 北部地区     | 47,365    |      | 23 中部地区(未整理地区) | 14,359    |
|      | 11 成安地区     | 113,099   |      | 24 松栄地区        | 119,335   |
|      | 12 今江内表地区   | 10,000    |      | 25 玉虫地区        | 83,979    |
|      | 13 今江中野地区   | 10,000    |      |                |           |

## 令和 7 年度 各地区の除外決済金について

地区除外決済金を各地区毎に集計しますと、概ね次のようになります。

決済金の内訳は地区毎に異なりますので、詳しくは土地改良区までお問い合わせ下さい。

(単位:円)

| 地区名           | 10a 当たり 決済金                                                                                                     |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 南山形地区         | 523,408円(全地区決済金1+2) + 163,373円(地区決済金 19)                                                                        |
| 玉虫地区          | 523,408円(全地区決済金1+2) + 83,979円(地区決済金 25)                                                                         |
| 西部地区(ほ場整備内の田) | 523,408円(全地区決済金1+2) + 106,059円(地区決済金 9)                                                                         |
| 西部地区(ほ場整備外の田) | 523,408円(全地区決済金1+2)                                                                                             |
|               | ※ ほ場整備内・外の畑については別算定となります。                                                                                       |
| 久保手・北ノ原・隔間場地区 | 523,408円(全地区決済金1+2) + 328,785円(地区決済金 6)                                                                         |
| 北部(一般地区)      | 523,408円(全地区決済金1+2) + 47,365円(地区決済金 10)<br>+ 当該地区維持管理決済金<br>※ 当該地区維持管理決済金については、12・13・14・15・16・17・18のいずれかが加算される。 |
| 北部(成安地区)      | 523,408円(全地区決済金1+2) + 160,464円(地区決済金 10+11)                                                                     |
| 出羽(西地区)       | 523,408円(全地区決済金1+2) + 312,941円(地区決済金 4+7)                                                                       |
| 出羽(東地区)       | 523,408円(全地区決済金1+2) + 176,543円(地区決済金 4)                                                                         |
| 明治地区          | 523,408円(全地区決済金1+2) + 235,691円(地区決済金 3+7)                                                                       |
| 八ヶ郷地区         | 523,408円(全地区決済金1+2) + 150,328円(地区決済金 20)                                                                        |
| 中部地区          | 523,408円(全地区決済金1+2) + 210,815円(地区決済金 21)<br>+ 当該地区維持管理決済金<br>※ 当該地区維持管理決済金については、22・23・24のいずれかが加算される。            |
| 千歳地区          | 523,408円(全地区決済金1+2) + 138,541円(地区決済金 5)                                                                         |
| 十文字地区         | 432,239円(全地区決済金2) + 284,331円(地区決済金 8)                                                                           |

令和7年度 賦課金について

今年度の賦課金は下記のとおりです。(単位:円)

| 賦課区分                       | 10a当たり<br>賦課金 | 第1期   | 第2期   | 賦課区分                | 10a当たり<br>賦課金 | 第1期   | 第2期   |
|----------------------------|---------------|-------|-------|---------------------|---------------|-------|-------|
| <b>經常賦課金</b>               |               |       |       | <b>北部地区特別賦課金</b>    |               |       |       |
| 一般賦課金                      | 5,200         | 2,600 | 2,600 | 北部全地区               | 600           | 600   | -     |
| 藤沢川・十文字地区                  | 2,600         | 1,300 | 1,300 | 今江第1地区              | 1,500         | 1,500 | -     |
| <b>特別賦課金</b>               |               |       |       | 今江中野地区              | 1,500         | 750   | 750   |
| 十文字地区                      | 2,600         | 1,300 | 1,300 | 今江内表地区              | 1,700         | 1,700 | -     |
| <b>国・県営維持管理事業賦課金</b>       |               |       |       | 今江第3地区              | 1,000         | 1,000 | -     |
| 国営地区                       | 1,700         | 850   | 850   | 北部第1地区              | 1,000         | 1,000 | -     |
| 県営地区                       | 1,200         | 600   | 600   | 北部第2地区              | 600           | 300   | 300   |
| <b>十文字地区特別賦課金</b>          | 4,000         | 2,000 | 2,000 | 馬洗場地区               | 1,000         | 1,000 | -     |
| <b>明治地区特別賦課金 全地区</b>       | 1,400         | 700   | 700   | 成安地区 (田)            | 2,300         | 2,300 | -     |
| <b>千歳地区特別賦課金 全地区</b>       | 1,700         | 850   | 850   | 成安地区 (畑)            | 1,150         | 1,150 | -     |
| <b>出羽地区特別賦課金</b>           |               |       |       | 三社地区                | 600           | 600   | -     |
| 全地区                        | 2,200         | 1,100 | 1,100 | 高沢地区                | 800           | 400   | 400   |
| 東地区                        | 500           | 250   | 250   | <b>八ヶ郷地区特別賦課金</b>   |               |       |       |
| 北道上地区                      | 500           | 250   | 250   | 八ヶ郷全地区 (田)          | 1,700         | 850   | 850   |
| <b>久保手・北ノ原及び隔間場地区特別賦課金</b> |               |       |       | 八ヶ郷全地区 (畑)          | 1,500         | 750   | 750   |
| 全地区                        | 3,000         | 1,500 | 1,500 | 八ヶ郷全地区(未整理地)        | 260           | 130   | 130   |
| かんばい地区                     | 3,000         | 1,500 | 1,500 | <b>南山形地区特別賦課金</b>   |               |       |       |
| 百花園地区                      | 2,000         | 1,000 | 1,000 | 南山形全地区 (田)          | 1,950         | 975   | 975   |
| <b>出羽・明治かんばい事業特別賦課金</b>    |               |       |       | 南山形全地区 (畑)          | 1,170         | 585   | 585   |
| 全地区 (田)                    | 3,500         | 1,750 | 1,750 | 黒沢頭首工維持管理           | 1,170         | 585   | 585   |
| 全地区 (畑)                    | 1,750         | 875   | 875   | 未整理地区 (田)           | 1,950         | 975   | 975   |
| <b>西部地区特別賦課金</b>           |               |       |       | 成沢地区 (田)            | 1,755         | 878   | 877   |
| 西部全地区                      | 2,500         | 1,250 | 1,250 | 黒沢頭首工上山負担金          | 6,910         | 3,455 | 3,455 |
| ほ場外地区                      | 660           | 330   | 330   | 事業賦課金整理地 (田)        | 3,400         | 1,700 | 1,700 |
| 山王頭首工上流地区                  | 310           | 155   | 155   | 事業賦課金整理地 (畑)        | 2,040         | 1,020 | 1,020 |
| 池沼水利費                      | 660           | 330   | 330   | 事業賦課金未整理地 (田)       | 3,400         | 1,700 | 1,700 |
|                            |               |       |       | 事業賦課金成沢地区 (田)       | 3,060         | 1,530 | 1,530 |
|                            |               |       |       | <b>中部地区特別賦課金</b>    |               |       |       |
|                            |               |       |       | 県ぼ内地区 (田・畑)         | 1,500         | 750   | 750   |
|                            |               |       |       | 未整理地 (田)            | 400           | 200   | 200   |
|                            |               |       |       | 長表北部・松栄地区 (田・畑)     | 4,000         | 2,000 | 2,000 |
|                            |               |       |       | 事業特別・田              | 2,500         | 1,250 | 1,250 |
|                            |               |       |       | 事業特別・畑              | 750           | 375   | 375   |
|                            |               |       |       | <b>玉虫地区特別賦課金全地区</b> | 2,500         | 1,250 | 1,250 |

※ 賦課金の算出金額は1円未満切り捨てとする。

※ 賦課基準日 … 令和7年4月1日

令和7年度 各地区毎の賦課金について

經常賦課金、国・県営維持管理事業賦課金及び各地区賦課金の集計はそれぞれ次のとおりです。  
賦課金の内訳は地区毎に異なりますので、詳しくは土地改良区へお問い合わせ下さい。

(単位:円)

| 地区名       | 10a当たり賦課金       | 地区名   | 10a当たり賦課金       |
|-----------|-----------------|-------|-----------------|
| 十文字地区     | 5,200 + (地区賦課金) | 北部地区  | 8,100 + (地区賦課金) |
| 明治地区      | 8,100 + (地区賦課金) | 八ヶ郷地区 | 8,100 + (地区賦課金) |
| 千歳地区      | 6,900 + (地区賦課金) | 南山形地区 | 8,100 + (地区賦課金) |
| 出羽地区      | 8,100 + (地区賦課金) | 中部地区  | 6,900 + (地区賦課金) |
| 久保手・隔間場地区 | 8,100 + (地区賦課金) | 玉虫地区  | 8,100 + (地区賦課金) |
| 西部地区      | 8,100 + (地区賦課金) |       |                 |

## 令和 7 年度 賦課金について

第 1 期 納付期限 令和 7 年 7 月 31 日 (木)

第 2 期 納付期限 令和 7 年 11 月 30 日 (日)

納付期限日を過ぎると過怠金が加算されますのでご注意ください！！

〈過怠金〉 督促手数料 110 円 (内税 10 円)  
延滞金 日歩 2 銭 (年利 7.3%)

### 《賦課金のコンビニ納付について》

令和 4 年度より、コンビニでの納付が可能となりました

セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン  
MMK 設置店 (ツルハドラッグ・イオン・  
ウェルシア等) 全国 6 万 1 千店舗



コンビニ納付の際は専用の払込票が必要となります  
ので、ご希望の方は、土地改良区までご連絡下さい。  
(すでに納付書が発行されている場合は次回から開始となります)



### 《相続登記義務化について》

令和 6 年 4 月 1 日より相続登記の申請が義務化されました。

相続によって不動産を取得した相続人は「その取得を知った日または 2024 年 4 月 1 日」の  
いずれか遅い日 (あるいは遺産分割協議が成立した日) から 3 年以内に相続登記の申請を義務  
付けられることとなりました。

正当な理由がなく申請を怠った場合、10 万円以下の過料が科せられる可能性があります。

※詳細は法務省、又は法務局ホームページをご覧ください。

### 《法律事務所による未納金回収業務の実施について》

現在未納金がある方は、当土地改良区が委託契約する下記の法律事務所から、納付催告を行  
う場合がありますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

【委託先】 弁護士法人 エジソン法律事務所 弁護士 大達 一賢  
東京都千代田区神田錦町 1-8-11 錦町ビルディング 4 階

### 《滞納処分について》

当改良区では賦課金滞納者に対し、電話・個別訪問等の督促を行っておりますが、組合員負  
担の公平性を保つため、やむを得ず差し押さえ等の法的措置 (滞納処分) をさせていただくこ  
とになります。お支払いが困難である場合は、必ず土地改良区までご相談ください。



令和7年度 配水計画について

農業用水は、河川管理者から許可された水利権の定めにより、  
**川から取水できる水量が限られています。**  
当改良区における最上川と馬見ヶ崎川からの**最大取水量等**は、次の表のとおりです。

| 区分             | 期間<br>4月11日から<br>5月5日まで | 5月6日から<br>5月20日まで<br>(かんがい期間) | 5月21日から<br>9月10日まで | 9月11日から<br>9月30日まで | 10月1日から<br>翌年の<br>4月10日まで | 年 間<br>総取水量 |
|----------------|-------------------------|-------------------------------|--------------------|--------------------|---------------------------|-------------|
| 最上川<br>取水口     | 0.738m³/s               | 7.823m³/s                     | 6.568m³/s          | 0.678m³/s          | 0.631m³/s                 | 59,680千m³   |
| 馬見ヶ崎川<br>合口頭首工 | 1.223m³/s               | 2.121m³/s                     | 1.464m³/s          | 1.223m³/s          | 1.223m³/s                 | 39,420千m³   |

◇中干し期間の設定について◇

**令和7年7月1日(火)～7月17日(木)頃まで**  
～ 分水量を減らします。ご協力をお願いいたします。～

◇非かんがい期の通水停止について◇

今年度も非かんがい期間に、国・県営施設の診断調査、設備点検整備のため、水路維持用水を停止します。  
ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いいたします。  
詳細な期間等については、決まり次第ホームページ等でお知らせさせていただきます。

国営大曽根揚水機場にて漏水事故発生

令和7年4月14日に『国営大曽根揚水機場』（東村山郡山辺町上沢地内）において、揚水機場内3号ポンプの地下配管部分から漏水が発生し、ポンプ周辺の床面が盛り上がり、また、流出した土砂で覆われました。機場内は約90cm浸水し、ポンプを動かすための電気制御盤も同様に浸水したことから稼働が出来ない状態となりました。

現在は、東北農政局・山形県・山形市・山辺町の指導協力をいただきながら、応急仮設ポンプを4基設置し対応しています。ただ、用水量は通常の3分の1程度になることから、関係受益者の方々からも番水・節水の協力をいただき耕作を進めた結果、無事に田植えを終えることができました。

今後は、部品交換・点検・補修等を実施し、一日も早い本復旧に向けて尽力してまいります。



R7.4.14 大曽根揚水機場被害状況



R7.5.1 仮設ポンプ設置状況

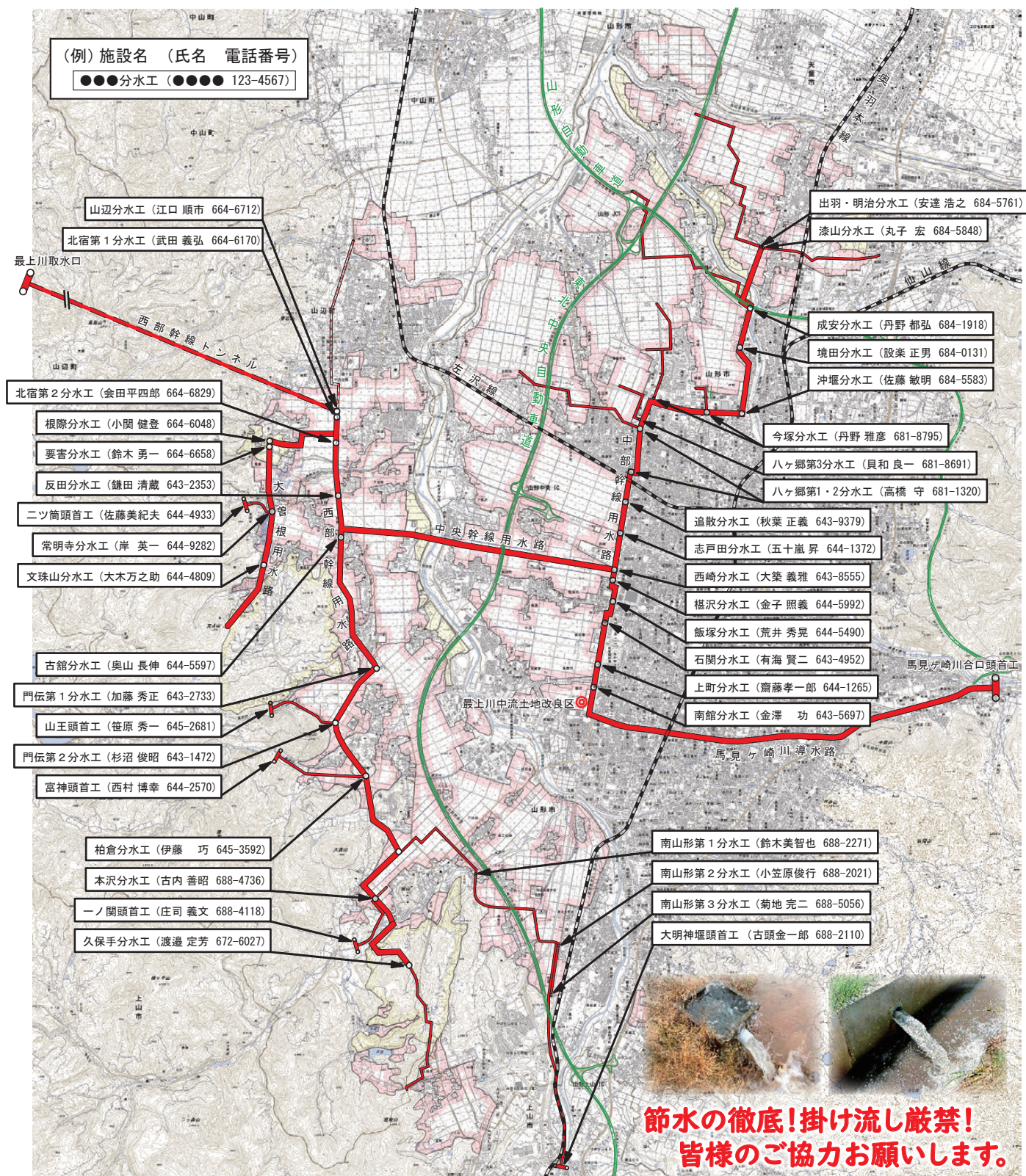


◆水利のご相談は水利調整委員まで◆

当土地改良区は、用水の管理にあたり限りある水の有効利用を図るために、水利調整委員会を設置しています。水利調整をして頂く38名の各分排水等の水利調整委員は次の方々です。

組合員皆様の水利に関するご要望は、土地改良区に直接ご連絡下さっても対応できませんので、必ず下記の水利調整委員にご連絡してください。

水利調整委員会 ◎委員長 大木 万之助 ○副委員長 有海 賢二 ・ 丸子 宏





## ◇◇◇土地改良区への通知義務について◇◇◇ こんな時は土地改良区へ届けましょう

### 【組合員の資格変更】

公共機関（市町、農業委員会、法務局等）及び農協等の手続きだけでは、土地改良区の組合員名簿及び土地台帳等に変更されません。賦課の基準は毎年4月1日現在の土地改良区の台帳に記載されている事項を対象に賦課しておりますので、移動等がありましたら、速やかに届出下さい。

1. 所有権や耕作権の移動（売買、賃貸借、交換）
2. 死亡又は生前贈与等の名義変更
3. 農業者年金受給のため経営移譲
4. 住所等の変更
5. 賦課金の振替口座関係の変更

### 【農地転用】（公共用地に買収された時も届出が必要）

1. 農地を転用等により地区から除外する場合は、地区除外決済金を納付していただきます。
2. 公共事業による農地買収の場合も届出が必要です。そのままにしておきますと賦課面積の変更は生じません。

### 【土地改良施設の他目的使用の届出】

土地改良施設（用排水路・農道等）を下記の目的等で使用する場合は、『土地改良施設使用許可申請書』を提出し、許可を得て使用料を納付してから使用することになります。

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| 1. 雨水排水の放流    | 6. 農地改良に伴う農道使用     |
| 2. 工場等の雑排水放流  | 7. 下水管、水道管、排水管等の埋設 |
| 3. 水路への蓋（橋）掛け | 8. 電柱等の設置          |
| 4. 工事に伴う水路敷使用 | 9. 宅地への通用路としての農道使用 |
| 5. 工事に伴う農道使用  |                    |

## 注意！滞納賦課金は新組合員が継承

※ 滞納されている土地の権利を取得すると、土地改良法第42条（権利義務の継承及び決済）により新組合員が滞納賦課金を支払わなければなりません。

## 当土地改良区施設使用料及び手数料

1. 土地改良施設の他目的使用料：個人 1件年額 2,000円  
（農道使用の場合）※尚、組合員以外の場合は別料金となります。

### 2. 境界の立会い

- 境界立会申請：1件 5,000円
- 誤謬訂正の申請：1件 10,000円
- 測量：実費

3. 各種意見書交付手数料：1件1,000円  
（農地転用に係る手数料は、面積によって異なります）

4. 各種証明書交付手数料：1件1,000円

5. 農地改良に係る手数料：1件1,000円

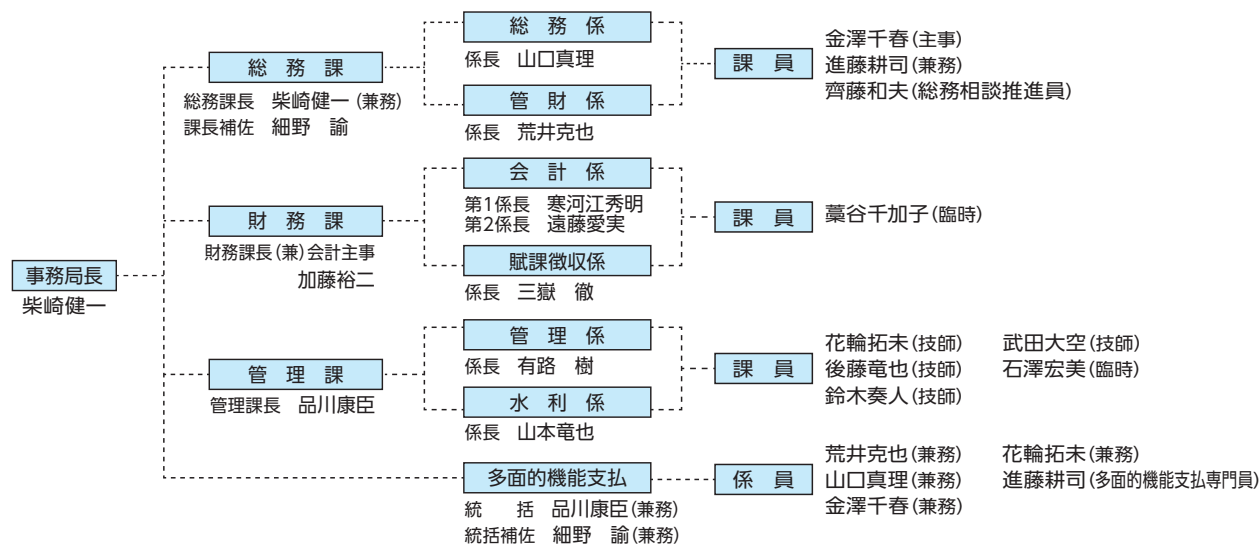
※別途、消費税がかかります。

※ 詳細については、最上川中流土地改良区事務所まで、お問い合わせください。

# 令和7年度 地区管理運営委員会と事務局機構

当土地改良区には、10の管理運営委員会と2つの維持管理運営委員会、1つの委員会があり、それぞれの地区の運営・維持管理・賦課金の督励・役員候補者の推薦などの業務を担っております。

|    | 地区委員会                | 委員長 (☎)          | 副委員長 (☎)                             | 地区担当職員                    |
|----|----------------------|------------------|--------------------------------------|---------------------------|
| 1  | 明治                   | 伊藤喜久雄 (684-0572) | 秋葉 俊彦 (684-7427)                     | 荒井 克也 武田 大空               |
| 2  | 出羽                   | 海和 盛行 (684-8604) | 丸子 宏 (684-5848)<br>小林 康弘 (684-7921)  | 荒井 克也 鈴木 奏人               |
| 3  | 千歳                   | 渡邊 欣一 (681-0404) | 設楽 正男 (684-0131)                     | 三嶽 徹 花輪 拓末                |
| 4  | 北部                   | 長岡 幸一 (681-1611) | 丹野 憲司 (684-0586)                     | 寒河江秀明 後藤 竜也               |
| 5  | 八ヶ郷                  | 前田 信雄 (681-8537) | 櫻井 俊明 (681-1718)                     | 細野 諭 花輪 拓末                |
| 6  | 中部                   | 朝倉 了 (643-8520)  | 五十嵐 昇 (644-1372)                     | 三嶽 徹 有路 樹                 |
| 7  | 南山形                  | 古頭金一郎 (688-2110) | 東海林賢治 (688-3260)                     | 遠藤 愛実 山本 竜也               |
| 8  | 久保手・隔間場              | 渡邊 定芳 (672-6027) | 渡部 重順 (688-5157)<br>渡辺 良明 (673-3601) | 金澤 千春 有路 樹                |
| 9  | 西部<br>1～2工区<br>3～6工区 | 栗野 省三 (688-3493) | 西村 博幸 (644-2570)                     | 寒河江秀明 鈴木 奏人<br>細野 諭 後藤 竜也 |
| 10 | 玉虫                   | 江口 順市 (664-6712) | 三浦 新一 (664-6379)                     | 遠藤 愛実 山本 竜也               |
| 11 | 出羽・明治                | 海和 盛行 (684-8604) | 伊藤喜久雄 (684-0572)                     | 山本 竜也・花輪 拓末・武田 大空         |
| 12 | 成沢                   | 荒井 勲 (688-6601)  | 相馬 清孝 (688-2650)                     | 山口 真理                     |
| 13 | 十文字                  | 高梨 善次 (687-4178) | 村岡 好孝 (687-2051)                     | 山口 真理・金澤 千春               |



## 大築 義雅 理事長 受章おめでとうございます

### 令和7年春の叙勲 黄綬褒章 大高根農場記念山形県農業賞

花卉の高品質生産技術の確立と、地域農業の発展と振興尽力した功績などが認められ受章されました。

### 全国土地改良功労者表彰

長年土地改良事業の推進に努められた功績を称えられ表彰されました。





## 西部幹線トンネルガス爆発事故50回忌

山形市と周辺市町の農地に農業用水を供給するため、最上川(西村山郡朝日町四ノ沢地区)からの導水トンネル掘削工事中、昭和51年5月10日に朝日町の工事区間で作業員9人が亡くなったガス爆発事故から50回忌の年を迎え、山辺町根際の慰霊塔で役員・地元総代・職員・遺族を含む関係者約40人が参列、法要を営み、犠牲者を悼むとともに、今年度の水管理の安全を誓いました。



## 職員農業研修 『最上川中流 農・How・ラボ』

当改良区職員のほとんどは非農家であります。実際に農家さんがお米を作るのにどのような作業をして、苦労しているかが分からないとの声が上がリ、組合員さんの協力をいただきながら、今回の農業研修を始めることとなりました。実際に農作業を行い体験することで、今後の業務・水管理にも一層理解を深められると共に、収穫の喜びを感じられればと思っています。

最上川中流土地改良区農業研修チーム名

**『最上川中流  
ノウ ハウ  
農・How・ラボ』**

茶色…土 → 青色…水 → 緑色…苗 → 黄色…稲穂

農・How・ラボとは…  
「農業」に関する「ノウハウ」を習得できる「場所」  
ノウハウ … 専門的な知識や技術、手法や情報  
ラボ … 研究所、実験室、試験場



## 任期満了に伴う総代・役員改選のお知らせ

### ○総代の任期満了日 令和7年10月6日

#### ●総代の定数 75名(第1選挙区：29名、第2選挙区：18名、第3選挙区：28名)

総代選挙における日程等の詳細は、最上川中流土地改良区総代選挙規程に基づき、後日公表いたします。また、選挙人名簿整備のため組合員名が変更になった場合は、速やかに土地改良区へ届出をお願いします。

### ○役員の任期満了日 令和7年10月21日

#### ●理事の定数 17名(第1被選任区：6名、第2被選任区：4名、第3被選任区：6名、員外：1名)

#### ●監事の定数 3名(各被選任区：1名)

役員の選任は新総代就任後、10月7日から10月21日までの間に当区定款、規程等に基づく諸手続きを経て、総代会の議決により選任されます。